

令和 7 年 第 2 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 7 年 3 月 4 日 (開会)

令和 7 年 3 月 13 日 (閉会)

○議長（伊藤秀明） 再開いたします。

日程第5 議案第1号から日程第12 議案第8号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第5 議案第1号 令和7年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第12 議案第8号 令和7年度上小阿仁村農業集落排水事業会計予算についての件まで、8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、8件の提案理由の説明は、常任委員会で求めることとして、説明を省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤秀明） よって、提案理由の説明は省略することに決定し、議案第1号から議案第8号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第9号から日程第15 議案第15号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第13 議案第9号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第19 議案第15号 令和6年度上小阿仁村農業集落排水事業会計補正予算についての件まで、7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） それでは、定例会提出予算関係議案の1ページをお開きください。

議案第9号 令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算（第8号）であります。

令和6年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億8,158万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,754万1,000円とする。

繰越明許費が、第2条です。

それから、事故繰越費が、第…失礼いたしました。こちら、第2条となっておりますが、第3条の誤りでございます。訂正の方を、お願いいたします。申し訳ありませんでした。

5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費であります。

款としましては、2款の総務費から、11款の災害復旧費までとなっております。

事業名でいいますと、2款が、高圧機器・非常用自家発電設備改修工事498万8,000円。6款が、高能率生産団地路網整備事業808万円。7款が、生活応援商品券事業費2,098万8,000円。8款が、村営アパート建設工事3,070万5,000円。11款が、災害復旧費になります。農地農業用施設災害復旧事業9億9,384万9,000円。林業施設災害復旧事業1,411

万1,000円。公共土木施設災害復旧事業が、1億6,997万2,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

第3表の事故繰越費となります。

令和5年度から繰越してきた事業ですが、7年度に繰り越しをするものでございます。

11款の災害復旧費になります。農地農業用施設災害復旧事業が、367万6,000円。林道施設災害復旧事業が、2,674万1,000円。公共土木施設災害復旧事業、こちらが3,182万5,000円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

予算補正の主な理由につきましては、歳入歳出ともに、実績額、もしくは実績見込み額の決定によるものでございます。

それでは歳入の方から、主なものだけ説明をいたします。

10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税4,046万5,000円の追加であります。普通交付税の追加交付決定によるものでございます。2項の分担金 2目 災害復旧費分担金1億436万6,000円の減額であります。農地農業用施設災害復旧費の分担金の減額でありまして、災害査定の実績によるものと、分担金条例等を改正して、農家負担をなくしたことによる減額でございます。

14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 3目 災害復旧費国庫負担金4億6,775万1,000円の減額であります。災害査定の実績等により額が確定したものでございます。同じく、2項の国庫補助金 4目 土木費国庫補助金3,683万2,000円の減額でございます。社会資本整備総合交付金、それから道路メンテナンス事業補助金ということで、実績の見込みにより減額するものでございます。

次のページをお開きください。

2項の県補助金です。4目 農林水産業費県補助金785万6,000円の減額でございます。2節の林業費補助金763万6,000円の減額などで、事業の実績見込みによる減額となっております。

17款の寄附金でございます。1項 1目 総務費寄付金404万円の追加となっております。指定寄付金ということで、行政報告でも報告させていただきました、桂城小学校と花善様からの寄付4万円と、い樹い樹かみこあに応援基金寄付金400万円の追加となっております。ふるさと納税の実績見込みによる追加でございます。

18款 繰入金 2項 基金繰入金 5目 減債基金繰入金2,131万円の減額であります。実績見込みによるものであります。

次のページをご覧ください。

村債になります。21款 村債 1項 村債 4目 災害復旧事業債が、7億7,040万円の減額であります。いずれも現年発生補助災害復旧事業債の減額で、実績見込みによるものでございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。これも主なもののみ説明をさせていただきます。

2 款 総務費 6 目 企画費になります。352 万円の減額でございます。移住支援事業補助金 300 万円などの減額となっております。実績の見込みによるものでございます。次のページをご覧ください。

14 目の国際交流費、322 万 6,000 円の減額であります。8 節の旅費で、萬巒郷の研修の特別旅費、こちらは実績により減額するものでございます。4 項の選挙費につきましては、村長選挙費 209 万 4,000 円の減額。それから、衆議院議員選挙費 124 万 1,000 円の減額は、いずれも実績見込みによるものでございます。

次のページをご覧ください。

3 款 民生費です。1 項 社会福祉費 6 目 障害者福祉費 513 万 3,000 円の減額でございますが、こちらは、障害者施設支援費などの扶助費の実績見込みによる減額であります。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 2 目 予防費 1,699 万 9,000 円の減額であります。12 節 委託料、それから 18 節の負担金、補助及び交付金の減額になりますが、いずれも予防接種料の実績と任意予防接種補助金の実績見込みによる減額となっております。

次のページをお願いいたします。

6 款 農業水産業費 1 項 農業費 3 目 農業振興費 1,234 万円の減額でございます。地域おこし協力隊の募集にかかる分の経費でございます。実績見込みにより減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 目 野外生産試作センター管理費 216 万円の減額であります。7 節 報償費で研修生の報奨金、こちら、実績がないということで減額するものでございます。2 項の林業費 2 目 林業振興費 1,721 万 1,000 円の減額であります。委託料の減額、地域おこし協力隊の実績による減額となっております。3 目 造林費 1,268 万 9,000 円の減額であります。造林事業委託料 1,061 万 4,000 円の減額など、実績見込みによるものでございます。4 目 造材事業費 515 万 9,000 円の減額です。こちらも造材事業委託料の減額などで、実績見込みによるものでございます。

次のページをご覧ください。

6 目 林道維持費、こちらが 1,669 万 9,000 円の減額でございます。工事請負費が 503 万 1,000 円の減額。備品購入費 973 万 5,000 円の減額など、こちらは実績によるものでございます。

7 款 商工費 1 項 商工費 1 目 商工振興費 519 万 8,000 円の減額であります。負担金、補助及び交付金の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。2 目 観光費 2,040 万 4,000 円の減額であります。14 節 工事請負費 750 万 7,000 円の減額。こちら、キャンプ場のバイオトイレ改修工事の減額などで、いずれも実績による減額となっております。

次のページをお願いいたします。

8 款 土木費 2 項 道路橋りょう費 1 目 道路維持費 6,051 万 1,000 円の減額でござ

ございます。委託料と工事請負費の減額で、実績により減額するものでございます。3項 河川費 1目 河川総務費 325万1,000円の減額であります。河川改修工事の実績見込みにより減額するものでございます。5項 住宅費です。1目 住宅管理費 2,212万2,000円の減額でございます。工事請負費 2,404万6,000円。こちらは住宅修繕、住宅解体工事の実績により減額するもの。後は、負担金、補助及び交付金の実績見込みにより減額するもの。それから、24節の積立金は、632万4,000円の、こちらは追加となりますが、実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

10款 教育費 5項 体育…。失礼いたしました。もう一つ、次のページですね。

32ページ、33ページをお願いいたします。

10款 教育費 5項 保健体育費 3目 体育施設費 809万9,000円の減額であります。工事請負費 770万円の減額は、上ノ岱スポーツエリア営繕工事の減額となっております。

11款 災害復旧費 1項 農林施設災害復旧費 1目 農地農業用施設災害復旧費 10億1,960万7,000円の減額であります。委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金、こちらは、いずれも実績見込みによるものでございます。国の補助災害の査定により事業費が確定したことなど、実績が見込まれる額により減額するものでございます。

次のページをご覧ください。

2目 林道施設災害復旧費 488万9,000円の減額であります。工事請負費で実績見込みによる減額でございます。2項 公共土木施設災害復旧費 1目 公共土木施設災害復旧費で、1億752万8,000円の減額であります。工事請負費の減額で実績見込みでございます。

以上、主なものを説明いたしました。

詳細につきましては、総務産業常任委員会の方で、説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 同じく、37ページをご覧ください。

議案第10号 令和6年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

令和6年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ147万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,745万5,000円とする。

内容につきましては、44ページ、45ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

3款 県支出金 1項 県補助金 1目 保険給付費等交付金 37万7,000円の減額で

す。特別交付金の申請額に基づき減額するものです。

5 款 繰入金 2 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金 110 万円の減額です。保健事業費の実績に基づき減額するものです。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

4 款 保健事業費 1 項 1 目 特定健康診査等事業費 95 万円の減額です。特定健康診査委託料の実績見込みによるものです。2 項 保健事業費 2 目 疾病予防費 15 万円の減額です。各種ガン検診等の実績によるものです。

7 款 諸支出金 2 項 繰出金 1 目 直診勘定繰出金 37 万 7,000 円の減額です。国保診療所への繰出金の減額となります。

説明は、以上でございます。

詳細は、委員会の方で説明させていただきます。

○議長（伊藤秀明） はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） 引き続き、49 ページをお開きください。

議案第 11 号 令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第 5 号）であります。

令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 117 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,234 万 8,000 円とするものであります。

56、57 ページをお開きください。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目の繰入金 117 万円の減額でございます。一般会計からの繰入金、それから国民健康保険の特別会計からの繰入金の減額でありまして、実績見込みによるものでございます。

次のページをご覧ください。

歳出となります。

1 款 総務費 1 項 施設管理費 1 目 一般管理費が、117 万円の減額でございます。備品購入費が 77 万円の減額。公課費として消費税の減額 40 万円となっております。いずれも実績見込みによるものでございます。

説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤秀明） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 引き続き、61 ページをご覧ください。

議案第 12 号 令和 6 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

令和 6 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 251 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,472 万 1,000 円とするものとさせていただきます。

内容につきましては、68 ページ、69 ページをお願いいたします。

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 2 目 地域支援事業交付金（介護予防事業）20 万 2,000 円。3 目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）25 万 2,000 円の減額です。こちらは、各事業の実績見込みによるものです。

4 款 1 項 支払基金交付金 2 目 地域支援事業支援交付金 21 万 9,000 円の減額です。こちらも、実績見込みによるものです。

5 款 県支出金 2 項 県補助金 1 目 地域支援事業交付金（介護予防事業）10 万 1,000 円。2 目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）12 万 6,000 円の減額です。こちらも、各事業の実績見込みによるものとさせていただきます。

7 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 2 目 地域支援事業交付金（介護予防事業）10 万 1,000 円。3 目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）12 万 8,000 円の減額。4 目 その他一般会計繰入金 105 万 2,000 円の減額です。2 項 1 目 基金繰入金 1 節 財政調整基金繰入金 33 万 8,000 円の減額です。7 款につきましても、各事業の実績見込みによるものとさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

3 款 地域支援事業費 1 項 介護予防・日常生活サービス事業費 1 目 介護予防事業費 80 万 2,000 円の減額です。2 項 1 目 包括的支援・任意事業費 171 万 7,000 円の減額です。こちらにつきましても、各事業の実績見込みによるものとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤秀明） はい、建設課長。

○建設課長（齊藤幹雄） 令和 6 年度 上小阿仁村公営企業会計補正予算書をご覧ください。

1 ページをお開きください。

議案第 13 号 令和 6 年度上小阿仁村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度上小阿仁村簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出

第 2 条 令和 6 年度上小阿仁村簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 簡易水道事業収益 既決予定額1億1,562万円に、補正予定額2億2,846万5,000円を追加し、3億4,408万5,000円とするものであります。

支出の部

第1款 簡易水道事業費用 既決予定額1億1,502万8,000円に、補正予定額3億5,870万を増額し、4億7,372万8,000円とするものであります。

第3条 企業債 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

簡易水道事業 限度額3,460万円。起債の方法 証書借入。

内容につきましては、6ページをご覧ください。

収入の部

簡易水道事業収益 第2項 営業外収益の長期前受金戻入金を、固定資産修正分として725万6,000円を増額し、第3項 特別利益の過年度損益修正益を2億2,120万9,000円、増額するものであります。

支出としましては、簡易水道事業費用の営業費用、減価償却費を296万8,000円増額し、また、特別損益の過年度損益修正額を、3億5,573万2,000円増額するものであります。これにつきましては、固定資産台帳の減価償却と固定資産税の部分を見直しするものであり、実際に金額が動く訳ではございません。

次のページ、9ページをご覧ください。

令和6年度 上小阿仁村簡易水道事業会計繰越明許費

資本的支出の建設改良費、五反沢地区災害復旧事業として、2,667万円であります。

○建設課長（齊藤幹雄） 次に10ページをご覧ください。

議案第14号 令和6年度上小阿仁村公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度上小阿仁村公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出

第2条 令和6年度上小阿仁村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 公共下水道事業収益 既決予定額6,479万2,000円に、補正予定額4億3,240万1,000円を追加し、4億9,719万3,000円とするものであります。

支出の部

第1款 公共下水道事業費用 既決予定額6,733万円に、補正予定額4億6,144万4,000円を追加し、5億2,877万4,000円とするものであります。

内容につきましては、11ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の2項 営業外収益 3目 長期前受金戻入額を1,237万1,000円増額し、また、3項 特別利益の1目 過年度損益修正益を4億2,003万円増加するもの

であります。

支出の部として、1 款 公共下水道事業費用 1 項 営業費用 4 目 減価償却費 593 万 6,000 円増額し、また、3 項 特別損失 1 目 過年度損益修正損としまして、4 億 5,550 万 8,000 円を増額するものであります。これにつきましても、固定資産税の長期前受金と減価償却の部分の金額を訂正するもので、実際に金額が発生するものではございません。

○建設課長（齊藤幹雄） 次に 19 ページをご覧ください。

議案第 15 号 令和 6 年度上小阿仁村農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度上小阿仁村農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出

第 2 条 令和 6 年度上小阿仁村農業集落排水事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第 1 款 農業集落排水事業収益 既決予定額 9,470 万 2,000 円に、補正予定額 10 億 6,319 万 1,000 円増額し、11 億 5,789 万 3,000 円とするものであります。

また、支出の部

第 1 款 農業集落排水事業費用として、既決予定額 9,463 万 1,000 円に、補正予定額 11 億 6,245 万 9,000 円を増額し、12 億 5,709 万円とするものであります。

内容につきましては、20 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出

収入の部

第 1 款 農業集落排水事業収益 第 2 項 営業外収益 第 3 目 長期前受金戻入補正 予定額 1,579 万 7,000 円の減額であります。3 項 特別利益 1 目 過年度損益修正益補正 予定額 10 億 7,898 万 8,000 円を増額であります。

支出の部

1 款 農業集落排水事業費用 1 項 営業費用 4 目 減価償却費 補正予定額 1,837 万 9,000 円の減額と、3 項 特別損失 1 目 過年度損益修正損 補正予定額 11 億 8,083 万 8,000 円を増額であります。

これにつきましても、内容につきましては…あ、すみません、24 ページの説明欄の右側、「####」になってますけれども、その左側の金額の部分と同一の金額となりますので、訂正をお願いします。

収益的収入及び支出

収入の部

1 款 農業集落排水事業収益 2 項 営業外収益 3 目 長期前受金戻入 補正予定額 1,579 万 7,000 円の減額であります。3 項 特別利益 1 目 過年度損益修正益 補正予定額 10 億 7,898 万 8,000 円を増額であります。

支出の部

1 款 農業集落排水事業費用 1 項 営業費用 4 目 減価償却費 1,837 万 9,000 円の減額と、3 項 特別損失 1 目 過年度損益修正損としまして、11 億 8,083 万 8,000 円の増額であります。これにつきましても、固定資産台帳の固定資産長期前受金と減価償却費の見直しということで、金額の訂正によるもので、実際に金銭が動くものではございません。

説明は以上です。

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、議案第 9 号から議案第 15 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 20 議案第 16 号から日程第 33 議案第 29 号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第 20 議案第 16 号 上小阿仁村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 33 議案第 29 号 上小阿仁消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、14 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） それでは、村議会定例会提出議案をご用意ください。

1 ページをお開き願います。

議案第 16 号 上小阿仁村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

提案理由 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴い、規定の整備をするため、この条例案を提出する。

次のページをご覧ください。一部改正の内容について、ご説明をいたします。

刑法等の改正により、懲役等の文言について、新たに「拘禁刑」などの文言が持ち入れられるなど、様々な改正がされております。

村の関係する条例について、関連する文言について、改正する必要があるため、条例案を提出しているものでございます。

こちらの条例につきましては、規定の中に記されている、「懲役」という文言を「拘禁刑」というものに改めるものでございます。

附則として、この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

○総務課長（加藤浩二） 次のページをお願いいたします。

議案第17号 上小阿仁村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について
上小阿仁村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

提案理由 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴い、規定の整備をするため、この条例案を提出する。

次のページに改正内容を記載してございます。

先ほどと同じような理由になりますが、規定に記されております、「懲役」という文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和7年6月1日から施行するであります。

○総務課長（加藤浩二） 次のページをお願いいたします。

議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

提案理由 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議を行う上小阿仁村災害弔慰金等支給審査委員会を設置することから、規定の所要の整備を行う必要があるため、この条例案を提出する。

次のページ以降に、改正の内容を記載してございます。

特別職の職員で非常勤のもの、こちらを記した別表1というものがございますが、次のページをお開きいただきますと、8ページの方に、別表2の下から3行目になります。大きな枠の下から3行目になります、「災害弔慰金等支給審査委員会」。こちらの1行を加えるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

○総務課長（加藤浩二） 次のページをお開きください。

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

提案理由 人事院勧告に鑑み、給料表の号給構成、扶養手当の額、通勤手当支給限度額、管理職特別勤務手当及び寒冷地手当の支給対象職員を改正する必要があるため、この条例案を提出する。

次のページ以降に、改正内容を記しております。

概要を申し上げますと、給料表の号給構成が変更されること。配偶者にかかる扶養手当の廃止と、子どもにかかる扶養手当の額が引き上げられること。1か月あたりの通勤手当の支給限度額が引き上げられること。寒冷地手当の支給対象地域が見直されることと、寒冷地手当が、再任用職員に支給されるようになることなどとなっております。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

○総務課長（加藤浩二） 27 ページをお開きください。

議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

提案理由 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴い、規定の整備をするため、この条例案を提出する。

次のページに改正内容を記載してございます。

こちら規定の中の記されております、「禁固」という文言につきまして、これを「拘禁刑」に改める内容のものでございます。

この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

○総務課長（加藤浩二） 次ページをお願いいたします。

議案第21号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

提案理由 人事院勧告に鑑み、寒冷地手当の支給対象職員を改正する必要があるため、この条例案を提出する。

次のページに改正の内容を記してございます。

こちらは、単純な労務に雇用されている会計年度任用職員に支給される手当として、寒冷地手当を追加するというものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

○総務課長（加藤浩二） 次のページをお願いいたします。

議案第22号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

提案理由 人事院勧告に鑑み、給料表の号給構成の改正及び処遇改善のための報酬支給を延長する必要があるため、この条例案を提出する。

次のページに改正内容を記載してございます。

こちらにつきましては、保育園及び放課後児童クラブに勤務する、会計年度任用職員に対する処遇改善手当、こちらを令和7年度においても引き続き支給できる、という内容にするものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

○総務課長（加藤浩二） 次のページをお願いいたします。

議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

提案理由 人事院勧告に鑑み、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大する必要があるため、この条例案を提出する。

次のページに改正内容を記載してございます。

こちらにつきましては、時間外勤務として、早出、遅出勤務をさせることができるという範囲の職員に、「小学校に就学している子のある職員」。こちらを加えるもの。それから、深夜勤務、及び時間外勤務を制限することができる職員の範囲に、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」。こちらを加え、対象となる職員の範囲を拡大するものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

○総務課長（加藤浩二） 次のページをお願いいたします。

議案第24号 上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

提案理由 村営アパートの建設に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出するものであります。

次のページに、改正の内容を記載してございます。

新たに村営アパートが建設されます。これに伴いまして、こちらの村営アパートの部分の設置、管理運営に関する条例が整備されることとなりますが、これに合わせまして、こちらの集住型宿泊交流拠点施設の村営アパートに関する部分を準用している規定につきまして、これまでと変えて、新しく整備される「上小阿仁村営単独住宅の設置及び管理に関する条例」こちらに改めるものでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

○議長（伊藤秀明） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 38 ページをご覧ください。

議案第 25 号 上小阿仁村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 4 日提出です。

提案理由 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議を行う上小阿仁村災害弔慰金等支給審査委員会を設置することから、所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページに、改正の内容が記載してございます。

一部改正の内容でございますが、第 4 章中第 16 条を第 17 条とし、第 12 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り下げて、第 3 章中第 11 条の次に、第 12 条として、「災害弔慰金等支給審査委員会の設置」に関する規定を追加するものでございます。

災害弔慰金の支給等に関する条例では、災害により死亡した遺族に対して、災害弔慰金を支給することになっておりますが、災害関連死の速やかな認定が課題となっていることから、災害関連死等の認定が速やかに行えるよう、死亡など、災害によるものであるかを調査・審議する審査委員会を設置することにし、委員は、医師や弁護士などから 5 人以内をもって組織することとしております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

○議長（伊藤秀明） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大沢誠子） 40 ページをご覧ください。

議案第 26 号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

提案理由 放課後児童支援員の確保について、現状では安定的な運営が困難となるおそれがあることから、この条例案を提出するものであります。

次のページに、改正内容が記載されてございます。

附則第 2 条に規定する、みなし支援員にかかる経過措置期間が、今年度末までと延長されておりましたが、これまでも支援員の確保が難しい状況で、研修を修了した支援員を直ちに確保することが難しく、運営上、支障をきたすおそれがあるため、更に延長するものでございます。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

○教育委員会事務局長（大沢誠子） 42 ページをご覧ください。

議案第 27 号 上小阿仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の保育士等の配置基準等を改正する必要があることから、この条例案を提出するものであります。

次のページに、改正内容が記載してございます。

第 16 条の改正については、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要になったことから、栄養士の配置を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合でも、当要件を満たすため、管理栄養士の文言を撤回するものでございます。

また、第 29 条以降の改正については、国の基準の改正に伴い、家庭的保育事業等における、職員配置の最低基準を見直すものとなります。

3 歳児については、「20 人」につき、保育士 1 人から、「15 人」につき 1 人。4 歳児、5 歳児については、「30 人」につき、保育士 1 人から、「25 人」につき 1 人に改正し、公布の日から施行するものでございます。ただし、第 16 条の改正につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものになります。

○議長（伊藤秀明） はい、建設課長。

○建設課長（齊藤幹雄） 44 ページをご覧ください。

議案第 28 号 上小阿仁村営単独住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

上小阿仁村営単独住宅の設置及び管理に関する条例について、別記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

提案理由 村営アパートの建設に伴い、この条例案を提出するものであります。

次のページが、条例案になっております。

第 3 条 設置なんですけれども、村の単独住宅を設置する、単独住宅の名称、位置及び規模等は、別表 1 のとおりとするということで、次のページの上段のところ、別表 1 上小阿仁村集住型宿泊施設内の既存の部分を「村営アパート A」とし、これは平成 30 年の建設、月額家賃を 3 万円としております。今回、新しく新設する部分が 2 段目の部分で、「村営アパート B」という名称になります。月額家賃は、これも同じく、3 万円であります。3 段目の名称「水無集合住宅」につきましては、月額家賃について、次の別表 2 の部分のとおりとなっております。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。また、「上小阿仁村営水

無団地集合住宅の設置及び管理に関する条例」は、廃止するものであります。

説明については、以上であります。

○総務課長（加藤浩二） 47 ページをご覧ください。

議案第 29 号 上小阿仁村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

提案理由 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴い、規定の所要の整備をするため、この条例案を提出する。

次のページに、改正内容を記載してございます。

こちらは、規定の中の記されている「禁固」という文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、議案第 16 号から議案第 29 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 3 4 議案第 3 0 号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第 34 議案第 30 号 消防に係る事務の委託についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 49 ページをご覧ください。

議案第 30 号 消防に係る事務の委託について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、北秋田市と協議のうえ、別記のとおり規約を定め、令和 7 年 4 月 1 日から上小阿仁村は北秋田市に消防に係る事務を委託するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出です。

提案理由 上小阿仁村が北秋田市に消防に係る事務を委託することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ以降に、規約の内容を記載しております。

令和7年3月31日をもって、北秋田市と村との消防事務に関する受委託期間が終了することから、受委託期間を令和7年4月1日から10年間として更新するものでございます。

附則として、この規約は、令和7年4月1日から施行し、受委託の期間は、施行日から令和17年3月31日限りとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、議案第30号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第35 議案第31号から 日程第37 議案第33号 上程・採決

○議長（伊藤秀明） 日程第35 議案第31号 上小阿仁村農産加工施設の指定管理者の指定についての件から、日程第37 議案第33号 上小阿仁村コミュニティセンターの指定管理者の指定についての件まで、3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、産業課長。

○産業課長（中島英樹） 52ページをお願いいたします。

議案第31号 上小阿仁村農産加工施設の指定管理者の指定について、でございます。

次の団体を上小阿仁村農産加工施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年3月4日提出

内容でございます。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原66番地1

かみこあに観光物産株式会社

代表取締役 伊藤茂樹

2. 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2項第6項の規定により提出するものでございます。

○産業課長（中島英樹） 次のページをお願いいたします。

議案第32号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定について、でございます。

次の団体を上小阿仁村特産物直売所の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年3月4日提出

内容でございます。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原 66 番地 1

かみこあに観光物産株式会社

代表取締役 伊藤茂樹

2. 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2項第6項の規定により提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤秀明） はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） 54ページになります。

議案第33号 上小阿仁村コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次の団体を上小阿仁村コミュニティセンターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

記

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原 66 番地 1

かみこあに観光物産株式会社

代表取締役 伊藤茂樹

2. 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由 地方自治法第244条の2項第6項の規定により提出するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、議案第31号から議案第33号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第38 陳情 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第38 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤秀明） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

16時13分 散会